

～ お知らせ ～

地場産業強化推進事業補助金により 産地の取組を支援します（平成31年度版）

1 事業目的

地場産業の中長期的な発展による地域経済の活力強化を図るため、産地の中小企業に共通する構造的な課題改善等に向けた、商工団体等が行う取組に対して、その経費の一部を補助する。

なお、本事業における「地場産業」とは、歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした中小企業群であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 県内の単一又は複数の市町村からなる区域における当該業種の工業出荷額が5億円以上あること。
- (2) 県内の単一又は複数の市町村からなる区域の工業出荷額又は中小企業数の10パーセント以上を占める業種であること。
- (3) 県内の単一又は複数の市町村からなる区域における当該業種及び関連業種の中小企業数が10者以上の集まりであること。

2 事業の概要

補助対象事業・対象者 (注5)	<p>産地課題解決型</p> <p>新潟県内の商工団体、産業支援団体(注1)、事業協同組合等(注2)又は伝統的工芸品産地組合(注3)が行う産地ブランド、技術継承、事業継承、新技術、製造コスト、流通構造の見直しなど、景気経済動向に関わらず地場産地の中小企業に共通する構造的な課題の改善を図るための取組(注4)。</p> <p>なお、改善すべき課題とは、鉱工業品の生産、受注に伴うものとし、事業実施により、中長期的には販路、受注拡大につながるものとする。</p> <p>《課題例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 産地知名度の向上や消費者ニーズへの適合 ● モノづくり技術に関する技術継承、事業継承（一般を対象とした体験講座や一般的なビジネススキルの向上を図る取組は対象外） ● 産地として新たに取り組み高度技術又は新技術へのチャレンジ ● 成長分野や海外市場への進出などの新展開 など
補助率	<p>産地課題解決型</p> <p>1/2。ただし、参加事業者数が10者以上かつ製造業である小規模事業者数が半数以上の場合は、2/3以内。</p> <p>補助限度額は1団体あたり3,000千円。</p> <p>※予算の範囲内で調整を行うことがあります。</p>
事業期間	<p>交付決定の日から平成32年3月31日まで</p> <p>交付決定日より前に着手した事業は対象となりません。</p>

注1：産業支援団体とは、旧民法第34条に基づき設立された特例民法法人のほか、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人のうち、産業振興を目的とする法人及び特定非営利活動促進法により設

立された特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)のうち、経済活動の活性化を活動分野とする法人とする。
(以下同じ。)

注2:事業協同組合等とは、「中小企業団体の組織に関する法律」第3条第1項第1号、第2号、第6号、第7号及び第8号に規定する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合及び商工組合とする。(以下同じ。)

注3:伝統的工艺品産地組合とは、「伝統的工艺品産業の振興に関する法律」に基づき、経済産業大臣により指定された伝統的工艺品の産地組合とする。(以下同じ。)

注4:本事業とは別に、国又は新潟県(公益財団法人にいがた産業創造機構を含む)から補助金等が支出されている事業は、本事業の対象外とします。

注5:平成31年度に「地場産業強化推進事業(振興計画実現型)」または「ものづくり地域ブランド推進事業」を実施する団体は、本事業の対象外とします。

3 補助対象経費 (注6)

経費区分	内容
謝金	アドバイザーなどの謝金
旅費	アテンド職員旅費、アドバイザーなどの費用弁償旅費等
会場借上料	研究会、展示発表会などの会場賃借料
会場整備費	上記に係る会場設営費、装飾費及び関連委託料
通信運搬費	電話料、運送料、発送料等
印刷製本費	チラシ、ポスター、DM等の作成費
試作・改良費)	新製品等の開発に係る経費
消耗品費	取得価格5万円以内の消耗品(5万円を超えるものは補助対象外)
設備、備品借上料)	機械設備、事務用機器の借上料
臨時職員給与費)	展示会、市場調査におけるアルバイト賃金
その他特に必要と認める経費	内容については、事前に協議すること。

注6:上記の補助対象経費は例示であり、産地課題の改善につながる取組であれば、特に用途を限定しませんが、販売目的の製品の製造に係る費用、既存従業員の人件費充当、販売会の実施に伴う値引き相当額への充当、生産用機械設備の購入費等のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費は、補助対象外とします。

4 申請手続きの概要

(1) 実施事業の申請

事前に実施事業の概要等を下記6へ連絡願います。その後、事業概要等の聴き取りを行ったうえで、以下の書類を提出していただきます。

○提出書類

「地場産業強化推進事業補助金交付要綱」に定める別記第1号様式のうち

別紙1「地場産業強化推進事業 実施計画書」

※なお、その他必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

○提出先

新潟県 産業労働部 商業・地場産業振興課 地場産業振興室(詳細は「6 お問い合わせ、実施計画書等の提出先」参照)へ、上記必要書類を各1部提出(郵送又は持参)してください。

○注意事項

地場産業強化推進事業補助金交付要綱第2条により、暴力団、暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する場合は、本事業に申請できません。

(2) 評価・審査等 (5 事業採択までの流れ 参照)

提出された実施計画書は、外部有識者等で構成される審査会において、次の基準により評価及び審査を行います。

[基準]

- 産地の課題の内容・改善の必要性
- 課題改善へのロードマップ
- 長期・短期の目標成果の内容、達成の可能性
- 地場産地内への波及効果

※ 継続した取組の場合は上記に加え、以下の①又は②も評価の基準となります。

- ① これまでの取組結果を踏まえた戦略を立てるなど、ステップアップした内容となっているか。
- ② 継続して取り組むことにより、実績が着実に伸びてきており、更なる伸びが期待できる内容となっているか（実績の伸びの客観的な説明が必要）。

その後、審査会の評価結果を踏まえ、採否を通知します。

なお、不採択となった場合の問合せには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(3) 採択後の留意事項

事業着手は、事業計画書の審査の後、交付申請手続きを経て交付決定通知を送付しますが、この交付決定日より前に着手した事業は対象外となりますので、ご注意ください。

また、補助率が1/2を超え2/3以内で交付決定を受けた場合で、参加事業者のうち製造業である小規模事業者数が半数未満、又は参加事業者数が10者未満となった場合は、補助金額が減額となりますので要綱に基づく変更承認申請を速やかに提出してください。

一方、補助率が1/2以内で交付決定を受けた場合で、参加事業者のうち製造業である小規模事業者数が半数以上かつ参加事業者数が10者以上となった場合であっても、原則として補助金額は増額しません。

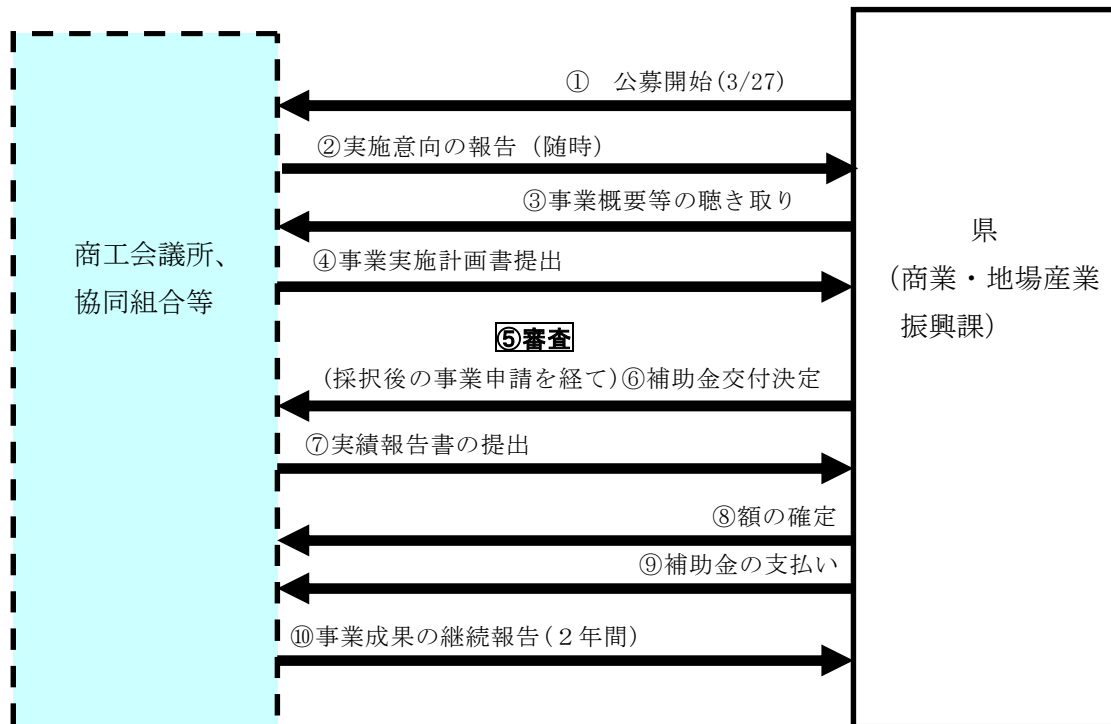
(4) その他

採択事業は事前公表し、事後に報告会を開催します。

また、補助事業完了後、2年間は目標の進捗、達成状況を報告していただく必要があります。

なお、振興計画実現型の新規募集は、平成30年度をもって終了しています。

5 補助事業採択等の流れ



《お願い》必ず、事前に事業概要等を連絡願います。

6 お問い合わせ、実施計画書等の提出先

950-8570 新潟市中央区新光町4-1
新潟県 産業労働部 商業・地場産業振興課 地場産業振興室
TEL 025-280-5243 FAX 025-280-5278
E-mail ngt050020@pref.niigata.lg.jp